



2008年11月18日 第2009-08号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

# 速報

## 労基法改正案成立の方向で審議始まる

本日(11/18)午前開催された衆議院厚生労働委員会において、一定時間以上の時間外労働に係る割増率の引き上げを主な内容とする労働基準法改正案の審議が開始されました。同委員会では即日可決し、直近の衆議院本会議でも可決した後、参議院に送られる見通しとなっています。

来週には参議院厚生労働委員会での議論が行われ、11月末には参議院でも可決し、成立する見込みが高まりました。参議院厚生労働委員会では、津田やたろう議員が質問に立つ予定とな

っています。

労働基準法改正案は、昨年来国会で継続審議扱いとなっていました。与野党の協議による修正案がまとまり、成立の見通しとなったものです。修正された改正案の主な内容は以下の通りです。

なお、本改正案の附則で、中小事業主には「当分の間、適用しない」となっており、JAMとしてはこの点が問題であると考えています。津田議員も、来週の厚生労働委員会でこの点を指摘する予定です。

政府原案	修正案
第37条第1項 「ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について80時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の5割以上の率で計算した割増賃金を払わなければならない」を追加	第37条第1項 「ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について <b>60時間を超えた</b> 場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の5割以上の率で計算した割増賃金を払わなければならない」を追加
過半数組合等との書面による協定により、時間を単位として有給休暇を与える(年5日以内)ことができる制度の創設	原案通り
施行日 公布の日から1年を超えない範囲	施行日 平成22年4月1日